

# 提 言 書 (案)

## 提 言 1 健康寿命日本一の実現について

### 《提言の背景》

- ・ 地域や職場によって健康づくりを進めるための環境が異なっている中で、それぞれの実情に応じた人材育成などの取組の強化が求められている。
- ・ 健康づくりに関して積極的な広報展開が行われているが、県民の意識改革に結びつくよう、より効果的な方法を考えていく必要がある。一度身に付いてしまった生活習慣を変えることは容易ではなく、子どもの頃からの健康に対する意識付けが大切である。
- ・ 健康寿命の延伸には、高齢者の健康維持や生きがいづくりが重要であり、フレイル予防に関する認知度の向上等を図る必要がある。

このような背景の下、次のとおり提言する。

### 《提言》

#### (1) 健康づくり県民運動の推進について

- ① 地域において健康づくりに取り組む人材の発掘や育成への支援を行うこと。
- ② 企業等における健康づくりの促進を図ること。

#### 【具体的な方策】

##### (①に対応する具体的な方策)

- ・ 各地域の生活習慣の特徴や健康づくりに関する人的資源の状況等を把握した上で、それぞれの地域の健康課題に応じた人材の育成について積極的に支援する必要がある。
- ・ 市町村や関係団体と協力し、地域で健康づくりに率先して取り組むリーダーを育成する必要がある。育成に当たっては、生活困窮や虐待等の福祉的課題が健康に直結する場合があるため、福祉関係者との連携や福祉分野の知識の習得の視点が重要である。
- ・ より専門的な知識を有する人材の育成に向けて、県内の大学等で健康関連の講義を担当している教員等とのネットワークの活用を図るとともに、大学に管理栄養士の養成講座を設置するなど、必要な専門職を養成できる体制の整備に取り組む必要がある。

##### (②に対応する具体的な方策)

- ・ 健康づくりの促進に向けて、秋田県版健康経営優良法人認定制度を活用してインセンティブを付与するとともに、秋田県健康づくり県民運動推進協議会を通して、健康・医療関連団体のみならず、経済団体等の多くの団体を巻き込んで、全

職域で取組が進むように働きかけを行う必要がある。

- ・ 企業における健康づくりを促進するため、従業員の行動変容につながる好事例の共有など、具体的な行動を起こすきっかけとなるような取組を実施していく必要がある。

## (2) 生活習慣の改善に向けた意識改革と行動変容の促進について

- ① SNSなど様々な媒体を活用した効果的な情報発信を行うこと。
- ② 幼い頃からの健康的な生活習慣の確立に向けた取組を推進すること。

### 【具体的な方策】

#### (①に対応する具体的な方策)

- ・ より多くの県民に健康づくりに関する情報を届けるため、コミュニケーションツールとして使用頻度が高いLINE等のSNSを活用した情報発信を強化するとともに、ショート動画の配信など、誰にとっても分かりやすく興味を引くようなコンテンツとしていく必要がある。
- ・ コンビニエンスストアで、栄養バランスを考慮した秋田県産の食材を使用した食事の組み合わせの提示やチラシの配布を行うなど、県民が頻繁に利用する場所を起点とした広報を展開する必要がある。

#### (②に対応する具体的な方策)

- ・ 共働き世帯の増加や家族形態の変化により、栄養の偏りを招く可能性がある子どもの「孤食」が増加しており、健康で規則正しい食生活と関係しているとされる「共食」を推進することが重要である。
- ・ 親子がふれあいながら食べることの大切さを体験を通じて学んでいく親子の料理教室の取組等により、幼少期から、自然に、かつ習慣的に自分自身で健康管理を行う「セルフケア」の力を高めるべきである。
- ・ 糖尿病など生活習慣病のリスクや栄養バランスの重要性、おやつのととり方等について、健康づくりと食育を通して、親世代と子世代に啓発していく必要がある。
- ・ 教育委員会等と連携し、子どもたちに健康教育を進めることにより、一定レベルの健康知識やノウハウに基づいて、健康や医療に関する正しい情報を見極め、理解し、活用できる「ヘルスリテラシー」の向上を図る必要がある。

## (3) 高齢者の健康維持と生きがいづくりの推進について

- ① 高齢者が積極的にフレイル予防に取り組むように周知啓発と支援を強化すること。

### 【具体的な方策】

- ・ 日頃のフレイル予防の取組が、その後の要介護度に影響する可能性があることから、高齢者にフレイル予防の必要性を分かりやすく周知して、関心を高めていく必要がある。
- ・ 地域住民主体の「通いの場」における活動や老人クラブが行う友愛訪問活動など、フレイル予防に資する活動を活発化していく必要がある。

## 提 言 2 充実した医療提供体制の構築について

### 《提言の背景》

- ・ 本県では、医師を始めとした医療従事者の不足や地域偏在、特に秋田市への一極集中が見られる。
- ・ 経験豊富な指導医が地域の病院に少ないことから、専門医を目指す専攻医や若手医師の地域の病院での勤務が難しくなっている。
- ・ 広大な県土を有し、医療資源に地域偏在がある本県では、デジタル化に積極的に取り組むことにより、県民が身近な地域で医療を受けられる体制の維持や、医療従事者の働き方の改善につながることが期待されている。
- ・ 救急医療に対する県民のニーズは依然として高いが、地域によっては、医師の不足や交通事情から県内だけでは対応できないケースもあり、県域を越えた連携体制の強化が求められている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症を契機に、有事における医療提供体制の整備や県民への情報発信の仕方について平時からの備えが求められている。

このような背景の下、次のとおり提言する。

### 《提言》

#### (1) 医療を支える人材の育成・確保について

- ① 医療従事者の確保や県内定着に向けた取組を強化すること。
- ② 医療従事者の不足や地域偏在を補うために、医療のデジタル化を推進すること。

#### 【具体的な方策】

##### (①に対応する具体的な方策)

- ・ 医療従事者の確保を図るため、県内の医療機関の情報や魅力を積極的に発信するとともに、県内のみならず県外の大学や養成校等の協力を得ながら、医療職を志す学生へのアプローチを強化する必要がある。
- ・ 医師の県内定着を促進するため、修学資金貸与医師の義務年限の終了前や、ライフステージの変化などのタイミングを捉え、事前に意向を把握した上で、時機を逸することなく、県内定着への働きかけを行う必要がある。

##### (②に対応する具体的な方策)

- ・ 地域の病院における指導医不足を補うため、オンラインシステム等の活用により、どの地域においても経験豊富な医師から適切な助言や指導が受けられる環境づくりに取り組む必要がある。
- ・ 現場の若手医師等に対する遠隔からのサポートや勤怠管理による効率化を図るため、ICTを活用できる環境の整備を進める必要がある。

#### (2) 地域医療の提供体制の整備について

① 医療を受ける県民の利便性向上に資するデジタル化を推進すること。

【具体的な方策】

- ・ 自宅から医療機関までの交通手段がない人等を対象としたオンライン診療など、地域課題の克服とあわせたデジタル化への動きを加速化させる必要がある。

(3) 広大な県土に対応した三次医療機能の強化について

① 県境地域における広域的な救急医療体制の強化を図ること。

【具体的な方策】

- ・ 広大な県土という地理的特性に対応するため、ドクターヘリの運航による県域を越えた救急搬送体制の充実など、隣県や北東北3県による連携の更なる強化が必要である。

(4) 新興感染症を踏まえた有事の医療提供体制の確保について

- ① 有事における医療機関等の役割分担を明確化した上で、連携体制の構築を図ること。
- ② 新興感染症に関する情報を県民に正確に分かりやすく届けるための広報を展開すること。

【具体的な方策】

(①に対応する具体的な方策)

- ・ 医療提供体制については、有事の場合と平時の場合とを切り分けて検討する必要がある。あらかじめ有事における各医療機関の役割を決め、連携体制を構築しておくことが重要である。

(②に対応する具体的な方策)

- ・ 新興感染症の予防やワクチン接種について、県民に対する意識啓発や正しい知識の普及を図るには、情報の内容や発信の仕方等を工夫しながら、繰り返し広報することが重要である。

## 提 言 3 高齢者や障害者の暮らしを支える体制の強化について

### 《提言の背景》

- ・介護・福祉分野の人材確保については、生産年齢人口の減少等に伴い、今後一層困難となることが懸念される。
- ・介護・福祉分野への就業を敬遠する要因の一つとして、親世代を中心に介護・福祉職の社会的な意義や職業としての魅力が正しく理解されていないことが挙げられる。
- ・併せて、介護・福祉現場の賃金の向上や労働環境の改善など、処遇改善に向けた取組の充実が求められている。
- ・障害福祉サービス事業所の地域偏在により、今後障害者が身近な地域でサービスを受けられなくなることが危惧されている。

このような背景の下、次のとおり提言する。

### 《提言》

#### (1) 介護・福祉人材の育成・確保と労働環境の改善について

- ① 介護・福祉の仕事のイメージ向上を図る取組を推進すること。
- ② 介護・福祉の業務の負担軽減や人材の処遇改善に向けた取組を促進すること。

#### 【具体的な方策】

##### (①に対応する具体的な方策)

- ・ 介護・福祉の仕事に対するマイナスイメージを払拭するため、対象者ごとに発信する内容や方法を工夫しながら、現場で働く当事者から仕事のやりがいや魅力、職場の環境など、正確な情報を積極的に発信する必要がある。
- ・ 子どもたちが高齢者や障害者を当たり前の存在として受け入れ、介護職・福祉職を身近で大切な職業と認知してもらえるよう、小さい頃から高齢者や障害者、その介護に関わる人と自然に触れ合う場所や機会を提供する必要がある。

##### (②に対応する具体的な方策)

- ・ ICTや介護ロボットの活用による現場の効率化に加え、高齢者や障害者、外国人等の多様な人材を活用しながら、業務内容の専門性に応じた役割分担を促していく必要がある。
- ・ 介護職員の負担軽減の視点に加え、担い手不足を補う手段としてのデジタル技術の活用について検討を進める必要がある。
- ・ 介護職員処遇改善加算の取得の促進や介護サービス事業所認証評価制度の充実、介護ロボットの導入等の支援など、介護職員の労働環境や処遇の改善につながるような取組を推進する必要がある。
- ・ 規模の大きい社会福祉法人と比較し、職員の処遇改善が進まない小規模な事業者等における取組を促進するため、法人の規模等に応じたきめ細やかな支援を行う必要がある。

## (2) 介護・福祉基盤の整備と充実について

- ① 高齢者人口の減少下における介護施設の在り方等に関する検討を進めること。
- ② ニーズの高い障害福祉サービス事業所等の整備への支援を行うこと。

### 【具体的な方策】

#### (①に対応する具体的な方策)

- ・ 既存施設の有効活用、事業所の多機能化、法人の経営統合等に向けた支援など、事業者の存続と利用者サービスの水準の維持の双方の視点からの検討を進めるべきである。

#### (②に対応する具体的な方策)

- ・ 障害者やその家族のニーズを的確に把握し、障害福祉サービス事業所や相談支援体制を整備するなど、地域での生活を支援する体制の充実を図る必要がある。
- ・ 在宅の障害者が親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市町村や関係団体と連携し、総合的な支援体制を構築する必要がある。
- ・ 在宅介護を担う家族のレスパイトケアも含め、医療的ケアを必要とする障害児の受入体制を充実させる必要がある。

## 提 言 4 誰もが安全・安心を実感できる地域共生社会の実現について

### 《提言の背景》

- ・自殺予防対策において、民間で行われたLINEによる相談の年間利用者が約2千件にのぼるなど、コロナ禍で対面相談が難しい中で、SNS相談へのニーズが高くなっている。
- ・子ども食堂の運営団体など、子どもの貧困対策において果たす役割が大きい民間団体等に対して支援を行っていく必要がある。
- ・ひきこもりの相談窓口を開設しても、本人はもとより、家族も相談に訪れることが少ない地域もある。本県でも、いずれ10年以内には8050問題が深刻化することが懸念されている。
- ・困難な状況にあっても誰にも助けを求めずに苦しんでいる人を孤立させないための施策が求められている。

このような背景の下、次のとおり提言する。

### 《提言》

#### (1) 総合的な自殺予防対策の推進について

- |  |
|--|
| ① SNSなど様々な媒体を効果的に活用し、相談者がためらうことのない相談体制とすること。 |
|--|

##### 【具体的な方策】

- ・対面や電話による相談の利用を躊躇しがちな若者からの相談に有効なSNSやチャットを活用したオンライン相談など、各世代が利用しやすいツールを用いた相談体制を整備する必要がある。

#### (2) 生活困窮者の生活の安定に向けた取組の促進について

- |                                 |
|---------------------------------|
| ① 子どもの貧困に対する関心を高め、支援の輪を広げていくこと。 |
|---------------------------------|

##### 【具体的な方策】

- ・子どもの貧困に関する活動の広がりにつなげるため、子どもの貧困の実態や取組等を繰り返し広報することにより、子どもの貧困に対する県民の理解を促進し、県民全体で支援していく意識の醸成を図る必要がある。
- ・子ども食堂やフードバンク活動など、地域で子どもの貧困対策に取り組む実践者の安定的かつ継続的な活動を後押しするため、実践者間のネットワークの構築、活動への協力や援助を希望する企業等とのマッチング等を支援することが重要である。

#### (3) ひきこもり状態にある人への支援の充実について

① ひきこもり状態にある当事者やその家族の希望、特性を踏まえた支援の充実を図ること。

【具体的な方策】

- ・ ひきこもり状態にある当事者やその家族を支援するため、市町村における相談窓口での対応のほか、アウトリーチ（訪問支援）やいつでも利用可能なオンライン相談の実施、当事者会やピアサポートの活動の活発化等に取り組む必要がある。
- ・ 問題が表面化しにくく、見過ごされやすいひきこもり状態にある人を適切な支援に結びつけるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。
- ・ ひきこもり状態にある当事者には、居場所の確保や福祉的就労の場、就労体験の場など、本人の能力や希望、社会との関わりの段階に合わせた支援が必要である。

(4) 多様な困難を抱える人への支援の強化について

- ① 潜在的な要支援者の早期発見・早期対応に取り組むこと。  
② 身近な地域で誰もが気軽に集える居場所づくりを促進すること。  
③ 中間的就労の機会の確保を図るための働きかけを行うこと。

【具体的な方策】

(①に対応する具体的な方策)

- ・ 困難を抱えながらも支援の必要性を自覚していない人や社会的なつながりが弱い人等は、既存の支援制度から取り残されてしまう可能性が高いことから、市町村や関係機関との連携やアウトリーチの強化を図る必要がある。

(②に対応する具体的な方策)

- ・ 仕事が長続きしないなど、何らかの問題を抱えている人が地域で孤立しないよう、身近な地域で安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる場所の確保を進める必要がある。

(③に対応する具体的な方策)

- ・ 地域における公益的な取組を責務とする「社会福祉法人」の事業所において積極的な受入れが進むよう、先進事例の紹介やマッチング支援等の支援策を充実させる必要がある。
- ・ 民間の協力事業所を増加させるため、労働関係機関と連携し、中間的就労に対する理解促進を図る必要がある。